

告 示

埼玉県告示第八百五十八号

測量計画機関である春日部農林振興センターから次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年七月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

春日部農林振興センター

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

蓮田市大字閩戸地内

四 作業期間

平成二十九年六月十二日から平成二十九年十一月三十日まで